

## 農林水産事業からのお知らせ - その①①② -

広島県の酪農家の皆様へ

このコーナーでは日本政策金融公庫から、酪農家の皆様の経営に役立つ情報を提供して参ります

### TOPIC 畜産業に対する暫定排水基準(窒素・りん)の見直し

平成30年10月1日より「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」が施行され、窒素・りんの畜産農業に対する暫定排水基準が引き下げられますので、その概要をご紹介します。

#### 1. 畜産業と排水基準について

公共用水域(河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等)へ排水する場合、水質汚濁防止法に基づく排水基準値をクリアすることが必要です。畜産業の場合は、次のいずれかに該当する施設を有する事業場(特定事業場)が対象となっています。

- ・総面積50平方メートル以上の豚房
- ・総面積200平方メートル以上の牛房
- ・総面積500平方メートル以上の馬房

排水基準には様々な項目が定められていますが、畜産業で注意が必要な項目は次のとおりです。

##### (1) 健康項目(全ての特定事業場が対象)

硝酸性窒素等

##### (2) 生活環境項目(1日当たりの平均的な排水量50立米以上の特定事業場が対象)

生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、窒素含有量、リン含有量

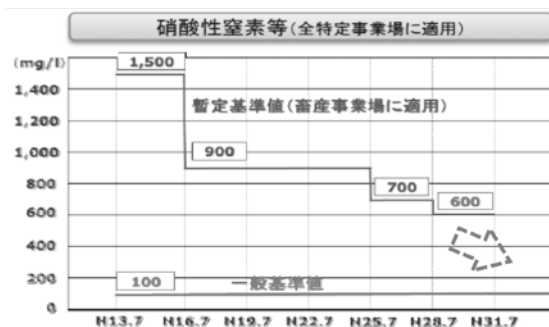
#### 2. 窒素・りんの暫定排水基準について

窒素・りんについては、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として、豚房を有する特定事業場について暫定排水基準が適用されています。窒素・りんの暫定排水基準は5年毎に見直しが行われており、現行の暫定排水基準値を遵守している事業場の9割が達成できる水準として、平成30年10月より窒素の暫定排水基準は170mg/Lから130mg/Lへ、りんは25mg/Lから22mg/Lへ引き下げられます。

#### 3. 硝酸性窒素等の暫定排水基準について

硝酸性窒素等については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として、畜産業について暫定排水基準が適用されています。硝酸性窒素等の暫定排水基準は3年毎の見直しが行われており、次回見直しは平成31年7月です。畜産業者が今後とも国民の理解を得ながら安定的に経営を継続していくためには、水質汚濁防止に向けた取組の推進が重要であり、将来の排水基準の見直しに備え、処理能力に余裕を持った排水処理施設の整備が必要です。

出典：農林水産省HPより引用し公庫作成(都道府県により適用対象の拡大やより厳しい許容限度が設けられている場合があります)。



※詳細については、農林水産省のホームページをご参照ください。  
⇒ [http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito\\_nouchi.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html)

### (株)日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業

所在地: 〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング6階  
TEL:082-249-9152 FAX:082-249-9102

○相談窓口も以下の場所で開催しております。

三次相談窓口(12月は5日と19日)

庄原相談窓口(12月は6日と20日)

福山相談窓口(12月は14日)

場所:三次農業協同組合本店

場所:庄原農業協同組合本店

場所:日本政策金融公庫福山支店

※予約制で開催しております。ご来店の際は事前にご連絡をお願いいたします。